

大阪府漁業調整規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する漁業

大阪府漁業調整規則（令和 2 年大阪府規則第 126 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の知事が指定する漁業は、次のとおりとする。

大阪府知事 吉村 洋文

根拠条項		漁業種類	継続の許可 (第 1 号関係)	承継の許可 (第 4 号関係)	備考
漁業法	第 57 条 第 1 項	中型まき網漁業	○	○	
		小型機船底びき網漁業	○	○	
		瀬戸内海機船船びき網漁業	○	○	
大阪府漁業調整規則	第 4 条 第 1 項第 2 号	小型まき網漁業	○	○	
	同項第 3 号	機船船びき網漁業	○	○	
	同項第 4 号	罎刺網漁業	○	○	
	同項第 5 号	流網漁業	○	○	
	同項第 6 号	ごち網漁業	○	○	
	同項第 7 号	刺網漁業	○	○	
	同項第 8 号	敷網漁業	○	○	
	同項第 9 号	たこつば漁業	○	○	
	同項第 10 号	もんどり漁業	○	○	
	同項第 11 号	ひきなわ漁業	○	○	